

令和元年度 岡山県真庭保健所運営協議会定例会 次第

日時 令和元年10月17日(木) 14:45～16:30

場所 岡山県美作県民局真庭地域事務所3F大会議室

1 開会

2 会長・副会長選出

3 議題

(1) 岡山県真庭保健所の概要等について

(2) 平成30年度岡山県真庭保健所業務実績及び令和元年度業務計画について

(3) その他

4 閉会

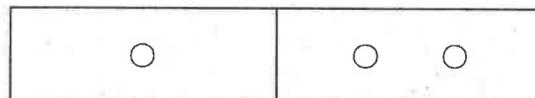
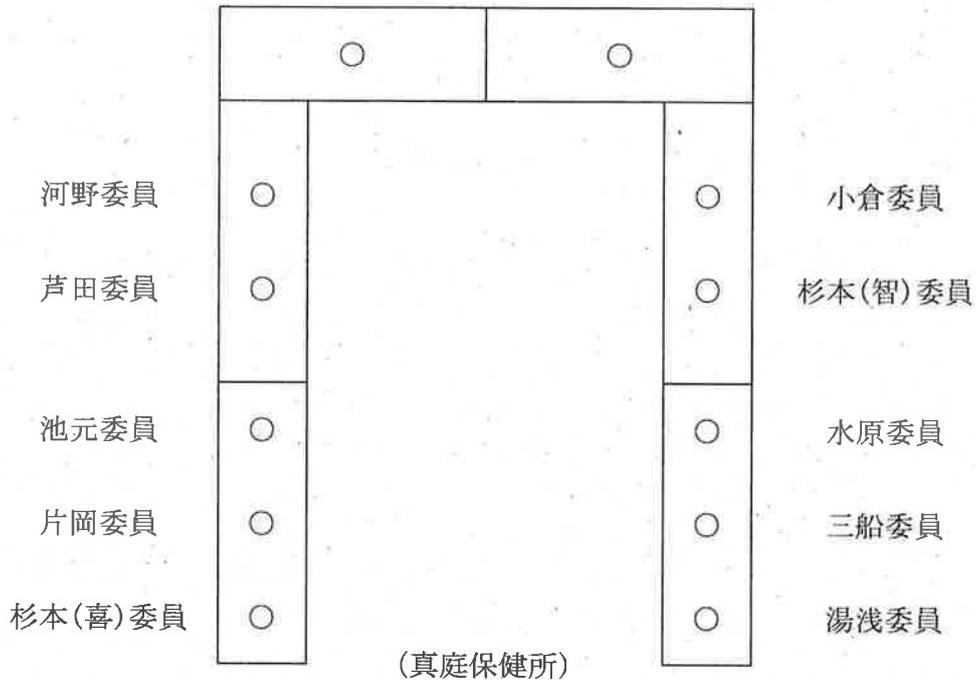
令和元年度真庭保健所運営協議会定例会 配席図

令和元年10月17日(木)

14:45~16:30

真庭地域事務所 3階大会議室

太田委員
(代理:吉永様) 金田委員

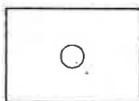


傍
聴
席

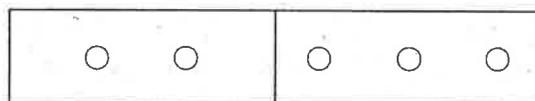
西田所長 石原課長 廣井課長

報
道
席

(美作県民局健康福祉部) (事務局)



議事記録



谷口部長 津島副部長 掛屋副総参括事 伊瀬副参事 角南副総参括事

岡山県真庭保健所運営協議会委員名簿

(任期：令和元年6月1日～令和3年5月31日)

(令和元年6月1日現在)

氏名	役職名	備考
あしだ ありまさ 芦田 有正	真庭食品衛生協会会長	
いけもと よしみち 池元 由通	真庭歯科医師会長	
おおた のぼる 太田 昇	真庭市長	会長
おぐら ひろとし 小倉 博俊	新庄村長	
かたおか さだえ 片岡 貞枝	真庭保健所管内栄養改善協議会長	
かねだ みちひろ 金田 道弘	真庭市医師会長	副会長
こうの けいじ 河野 慶治	岡山県議会議員	
すぎもと きみえ 杉本 喜美恵	真庭保健所管内愛育委員連合会長	
すぎもと ともこ 杉本 智子	真庭市立小学校校長会代表(米来小学校長) 〔真庭地域(真庭市・新庄村)学校給食推進委員会〕	R1.6.1～
みずはら ひろし 水原 宏志	真庭警察署長	
みふね まさゆき 三船 昌行	真庭市民生委員児童委員協議会会長	R1.6.1～
ゆあさ いさみ 湯浅 勇巳	岡山県薬剤師会真庭支部副支部長 (R1.6.2から支部長)	R1.6.1～

(五十音順・敬称略)

○保健所運営協議会条例

昭和二十九年三月三十日
岡山県条例第十二号

保健所運営協議会条例をここに公布する。
保健所運営協議会条例

保健所法施行令(昭和二十三年政令第七十七号)第六条第三項の規定に基き、この条例を制定する。

(設置)

第一条 地域保健法(昭和二十二年法律第一百一号)第十一条の規定により、保健所運営協議会(以下「協議会」という。)を置く。
(平九条例一二・全改)

(名称)

第二条 協議会の名称は、これを置くそれぞれの保健所の名称を冠する。

(組織)

第三条 協議会は、委員三十人以内で組織する。
(平九条例一二・追加)

(委員)

第四条 委員は、市町村、関係行政機関、医療関係団体、医療施設、学校、社会福祉施設、事業場等の代表者又は職員、学識経験者その他適当と認める者のうちから、知事が任命する。

2 委員の任期は、二年とする。ただし、委員に欠員を生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

4 委員が心身の故障のため職務の執行ができないと認められるときその他委員としての適格性を欠くに至つたと認められるときは、知事は、協議会の意見を聴いて、これを解任することができる。

(平九条例一二・旧第三条線下・一部改正)

(会長及び副会長)

第五条 協議会に委員の互選による会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を助け、会長に事故があるときは、その職務を行う。

(平九条例一二・旧第四条線下)

(会議)

第六条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の過半数が出席しなければ議事を開き議決することができない。

3 協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(平九条例一二・旧第五条線下)

(庶務)

第七条 協議会の庶務は、これを置くそれぞれの保健所において処理する。

(平九条例一二・旧第六条線下)

(その他)

第八条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営について必要な事項は、知事が別に定める。

(平九条例一二・旧第七条線下・一部改正)

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成六年条例第三二号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成九年条例第一二号)

この条例は、平成九年四月一日から施行する。

岡山県真庭保健所運営協議会会則

(設置)

第1条 本協議会は、岡山県真庭保健所運営協議会と称し、事務所を真庭保健所に置き、協議会の庶務は保健所職員が処理する。

(運営)

第2条 本協議会の運営は、地域保健法、同施行令並びに保健所運営協議会条例に定められるもののほかはこの会則の定めるところによる。

(会議)

第3条 本協議会の会議は定例会と臨時会の二つとする。

2 定例会は、毎年度開き、その年度の事業報告を徴し、あわせて年度の事業計画及び事業遂行に必要な案件を審議し、諮問に答申する。

3 臨時会は、知事又は保健所長の要請に基づき、もしくは会長が必要と定めたときその案件を審議するため必要の都度開く。

(専門部会)

第4条 本協議会は、必要により専門部会を設けることが出来る。

2 部会の構成及び運営は協議会が決定する。

第5条 部会に、部会員の互選による部長を置く。

2 部会は、協議会に委託された事項を審議する。

3 部長は、部会を主催し部会の議事を協議会長に報告しなければならない。

(議事録)

第6条 すべて会議は、その要領並びに決定事項を議事録にとどめ、諮問事項については文章又は口頭で審議の結果を知事又は保健所長に答申するものとする。

(その他)

第7条 この会則の制定・改廃は、協議会で決定する。

附則

この会則は、昭和37年3月29日から施行する。

この会則は、平成6年4月1日から一部改正し施行する。